

住民異動に伴う国民健康保険業務委託プロポーザル実施要領

1 募集の目的

国民健康保険業務はこれまで各自治体で独自にシステムを発展させてきたが、令和3年5月に「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が成立し、自治体は標準仕様書に準拠したシステム利用（以下「標準準拠システム」と言う）が義務付けられた。江東区では、今まで区民課で受付した国民健康保険加入・喪失等に関する住民異動届を、住民記録システム内で連動して処理を行う独自カスタマイズ機能（以下「住記国保連動機能」と言う）を利用してきた。システム標準化に伴い、この住記国保連動機能が消失することで、窓口での処理稼働件数や処理にかかる時間が大幅に増加する。本件業務委託は、標準準拠システムによって住民異動時に生じる国民健康保険関係の業務を委託することにより、質を落とすことなく業務を遂行し、来庁者の待ち時間の短縮、さらなる行政効率化など区民サービスを向上させるためのものであり、質の高い業務遂行能力、安定した人材提供、個人情報保護など、高いレベルで業務を遂行できる事業者の選定を行うことを目的とし、公募型プロポーザルを実施する。

2 業務の概要

(1) 業務名

住民異動に伴う国民健康保険業務

(2) 履行場所

江東区役所 2 階

(3) 業務概要

別紙 1 「住民異動に伴う国民健康保険業務委託仕様書」のとおり

(4) 履行期間

令和 7 年 11 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

※毎年度、履行状況を確認し、業務執行状況が良好な場合には、原則として契約を 2 回（令和 10 年 3 月 31 日まで）更新することができる。

(5) 提案上限金額

令和 7 年度 12,964 千円（税抜）

令和 8 年度 31,298 千円（税抜）

令和 9 年度 31,298 千円（税抜）

※令和 8 年度以降の金額については現時点での見込み額であり、今後の予算編成による。

3 参加者の資格要件等

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 江東区における競争入札参加資格を有すること（東京電子自治体共同運営「電子調達サービス」による）

- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (3) 江東区競争入札参加有資格者指名停止措置要領（27 江総経第 3281 号）による指名停止をうけていないこと。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てをした者であっては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立てをした者にあっては更正計画の認可がなされていない者でないこと。
- (5) 東京都内に本社、支店又は事業所を有していること。
- (6) 他自治体等において、同種の窓口関連業務につき過去 3 年の間に受託実績があること。
- (7) プライバシーマーク又は ISMS の認証を有すること。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある法人でないこと。
- (9) 法人税・法人事業税・消費税又は地方消費税の滞納をしている者ではないこと。

4 再委託の禁止

受託業者は、業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。

5 プロポーザルの日程

日	時	内	容
令和 7 年 6 月 2 3 日	(月)	実施要領の公表	
7 月 7 日	(月) 午後 5 時まで	質問提出期限	
令和 7 年 7 月 1 5 日	(火)	質問に対する回答	
7 月 2 2 日	(火) 午後 5 時まで	参加表明書等提出期限	
7 月 2 5 日	(金)	参加資格確認通知送付	
7 月 3 0 日	(水) 午後 5 時まで	企画提案書提出期限	
8 月 1 9 日	(火) 【予定】	第一次審査（書類審査）	
8 月 2 0 日	(水) 【予定】	第一次審査結果通知送付	
9 月 8 日	(月) 【予定】	第二次審査 (プレゼンテーション審査)	

9月16日（火）【予定】	最終選定結果通知送付
10月中旬頃【予定】	契約締結

6 実施要領等の配布

（１）配布開始年月日

令和7年6月23日（月）

（２）実施要領、様式一式の配布方法

原則として、印刷物での配布は行わないため、江東区公式ホームページからダウンロードすること。

7 参加表明について

（１）受付期間

令和7年6月23日（月）から令和7年7月22日（火）まで

（午前9時から午後5時までとする。ただし、土日祝日、平日正午から午後1時は除く。）

（２）提出書類

本プロポーザルに参加する者は、下記の書類一式（各1部）を江東区生活支援部医療保険課資格賦課係まで持参すること。

- ① 参加表明書（様式1）（代表者印押印）
- ② 会社概要書（様式2）及びその他創立からの沿革、組織、用務業務を受託している部署、社員数などがわかる会社案内・パンフレット等
- ③ 業務実績書（様式3）（官公庁での同種業務の実績（発注者・業務内容・金額・契約期間等））
※契約書の写し等（契約事実、内容を証明できる部分のみ）を添付すること。
- ④ 法人登記事項証明書または登記簿謄本
- ⑤ プライバシーマーク登録証またはISMS認証が分かるもの

8 参加資格の確認

参加資格の確認結果については、令和7年7月25日（金）に電子メールに添付して通知する。（後日、原本を郵送する。）

9 質問の受付および回答

（１）受付方法

質問票（様式4）により、「14. 連絡先」に記載の連絡先あて電子メールにより提出すること。

※提出の際は、メール送信後に必ず電話による受信の確認を行うこと。

※電話または窓口での口頭による質疑は不可とする。

(2) 受付期間

令和7年6月23日(月)から令和7年7月7日(月)午後5時まで

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和7年7月15日(火)までに江東区ホームページ上に掲載する。

※質問者の名称は非公表とする。

10 企画提案について

(1) 受付期間

令和7年7月25日(金)から令和7年7月30日(水)まで

(午前9時から午後5時までとする。ただし、正午から午後1時は除く。)

(2) 提出書類

下記の書類一式(正本1部、副本6部)を江東区生活支援部医療保険課資格賦課係まで持参すること。

① 企画提案書

② 見積書(正本1部)

見積書は様式6を使用し、消費税額を除いた金額を記載すること。

(ア) 令和7年11月1日から令和8年3月31日

(イ) 令和8年4月1日から令和9年3月31日

(ウ) 令和9年4月1日から令和10月3月31日

(3) 作成様式

① 提案書はA4版、縦長横書きとする。フォントサイズは11ポイント以上とし、イラストやイメージ図表等は、必要最低限とすること。

② 提案書類の表紙に業務名「住民異動に伴う国民健康保険業務委託」と法人名を記入し、一式を紙ファイル等(A4版)に綴ること。

③ 副本は、応募者名が特定できるような記載がないよう作成すること。

④ 表紙、目次を除き、両面印刷で10枚以内とする(添付資料含む)。また、必ずページ番号を付すこと。

(4) 企画提案書の内容

別紙2「評価基準」の評価項目順に、具体的かつ詳細に記載し、わかりやすくまとめること。

11 提案の審査等

(1) 審査方法

「住民異動に伴う国民健康保険業務委託事業者選定委員会」(委員5名)において、企画提案書等について書類審査、プレゼンテーション及びヒアリング等により内容を審査する。

(2) 評価基準

別紙2「評価基準」のとおり。

(3) 第一次審査(書類審査) 令和7年8月19日(火)(予定)

提出された企画提案書等により書類審査を実施し、審査点の高い上位3事業者程度を第一次審査通過者として選定する。(各判定委員100点、合計500点)ただし、満点(500点)の60%未満の事業者は、第一次審査通過者として選定しない。

※第一次審査の参加者が1社の場合でも審査を行う。

(4) 第二次審査(プレゼンテーション審査) (令和7年9月8日(月) 予定)

第一次審査通過者は、企画提案書の内容に関するプレゼンテーションを実施する。一次審査(各判定委員100点、合計500点)と二次審査(各判定委員100点、合計500点)の総合点(各判定委員200点、合計1000点)の最も高い者を受託候補者として選定する。

ただし、総合点の満点(1000点)の60%未満の場合は、候補者として選定しない。また、総合点の最も高い者が複数の場合は、見積金額が最も安価の者を候補者とする。

※第二次審査の参加者が1社の場合でも審査を行う。

※プレゼンテーションの出席者は3人以内とする。

※プレゼンテーション時間は1社あたり40分とし、説明時間20分、説明後の質疑応答20分を予定している。

※企画提案書の内容に関する説明には、パソコンの利用を可とするが、利用するパソコンは提案者が用意すること。なお、スクリーン及びプロジェクターは区が用意する。

(5) 選定結果の通知・公表

① 第一次審査

審査結果は、令和7年8月20日(水)(予定)に全参加事業者に対して電子メールに添付して通知する(後日、原本を郵送する)。また、第一次審査通過者に対し、第二次審査の日時及び場所等を併せて通知する。

② 第二次審査

最終選定結果については、令和7年9月16日(火)(予定)に、第二次審査においてプレゼンテーションを行った全事業者に対して、最終結果を電子メールに添付して通知する(後日、原本を郵送する)。また、下記項目については、契約締結後速やかに江東区ホームページにて公表する。

【公表事項】

(ア) 候補者の名称、総合点及び選定理由

(イ) (ア) 以外の参加者の名称及び総合点

※(ア) 以外の参加者の名称は、ABC 表記とする。

※参加者が 2 者の場合は、次点者の得点は公表しない。

(6) その他

選定委員会の会議は非公開とし、審査の経緯及び審査内容に関しての問い合わせには応じない。また審査結果に対する異議申立ては受け付けない。

12 契約の締結

区と受託候補者は企画提案書を参考に協議を行い、協議が整った場合に、予算額の範囲内で契約を締結するものとする。協議の過程において、仕様書の内容が一部変更となる場合がある。

13 その他

- (1) 本プロポーザルに参加する費用（提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費）は、すべて提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、一切返却しない。
- (3) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める単位とする。やむを得ず外国語で記載するものについては、その日本語の訳文を付記または添付すること。
- (4) 参加表明書を提出した後、江東区が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (5) 参加表明書を提出した後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、提案辞退届（様式 5）を提出すること。
- (6) 企画提案書及び見積書については、1 社につき 1 提案に限る。
- (7) 企画提案書及び見積書を提出した後の差替、訂正、再提出をすることができない。ただし、江東区から指示があった場合を除く。
- (8) 企画提案書等について情報公開請求があった場合は、江東区情報公開条例に基づき提出書類等を公開することがある。
- (9) 提出書類に虚偽の記載があった場合、参加資格を満たさなくなった場合、著しく信義に反する行為があった場合は失格とする。
- (10) 本プロポーザルにおいて入手した区の情報等を本プロポーザルの目的以外に使用すること及び第三者に漏らすことを禁ずる。
- (11) 本プロポーザルにおいて、その公正な執行を妨げた者、虚偽の提案（参加表明書を含む）を行った者または公正な価格の成立を阻害し、若しくは不正な利益を得ようとする者は失格とする。

- (12) 委託料は、令和 7 年 11 月 1 日をもって発生するものとし、契約締結時から業務委託開始までの間については、発生しないものとする。
- (13) 業務の委託開始までの準備に係る経費については、事業者の負担とする。

14 連絡先

担当 江東区生活支援部医療保険課資格賦課係 井上、田中、杉原
住所 〒135-8383 江東区東陽 4 丁目 11 番 28 号 2 階 7 番窓口
電話 03-3647-3167（直通）
E-mail 250122@city.koto.lg.jp